

## 医療費の助成

# 新たに高校生が対象となります

市では、中学3年生までの子どもの医療費の助成を行っていますが、子育て世帯の負担を軽減するため、4月1日から新たに高校生を対象とした医療費助成制度を開始します。

## 高校生等医療費助成制度を開始

**対象**＝市に住民記録があり、健康保険に加入している高校生相当の年齢(15歳になった後の最初の4月1日～18歳になった日以降の最初の3月31日)の子どもの保護者

**自己負担額**＝入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

### 対象となる医療費は

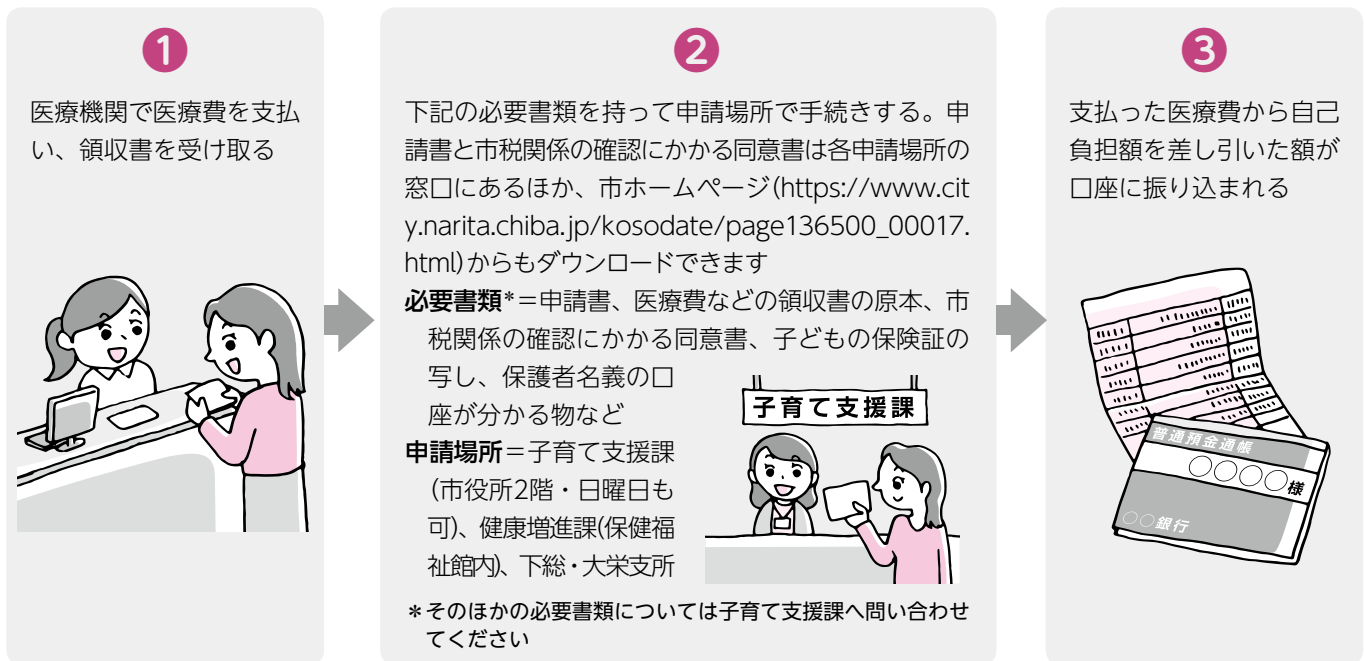
健康保険が適用される医療費で、4月1日以降に受診した分が助成の対象となります。学校や通学途中のけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合などは対象となりません。

また、4月分の医療費の申請は5月1日(日)から受け付けを開始します。それ以降は、受診した翌月から2年以内に申請することができます。

### 助成を受けるには申請が必要です

医療機関で医療費を支払った後、市に申請することで、支払った医療費から自己負担額を差し引いた額が口座に振り込まれます。医療機関などで発行された領収書などは申請の際に必要なので、大切に保管してください。なお、市独自の制度のため、中学生までを対象とした「子ども医療費助成制度」と異なり受給券の発行はありません。

### 受診から助成までの流れ



### 子どもの医療費助成の内容

	高校生等医療費助成制度	子ども医療費助成制度
対象	高校生相当の年齢(15歳になった後の最初の4月1日～18歳になった日以降の最初の3月31日)	0歳～中学生(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)
対象となる医療費	健康保険が適用される医療費	
自己負担額	入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)	
助成額	支払った医療費から自己負担額を差し引いた額	
助成方法	医療機関などで医療費をいったん支払い、市に申請して助成額分を受け取る	医療機関などで保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。